

お知らせ

軽自動車税の「減免申請の受付開始」と 農業所得の「計算方法の変更」

～自動車税の納期限は5月31日です お早めに納税を！～

軽自動車税の減免申請

次の に該当する人が、平成18年4月1日現在で原動機付自転車・軽自動車・2輪の小型自動車をお持ちの場合、軽自動車税の免除が受けられます。

ただし、適用は一人につき一台のため、普通車などをお持ちで自動車税の免除を受けられている場合は、軽自動車税の免除対象にはなりません。

身体障害者手帳・戦傷病者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳のいずれかの交付を受け、そのしよがいの程度が一定以上の本人。
の人と生計をともにする人。
(ただし) の場合、 の人が戦傷病者や満18歳以上の身体しよがいの者の場合などは、免除対象にならない場合があります。

このほかに、所有者・運転者・使用目的などの要件がありますので、要件や必要事項などについて、事前にお問い合わせください。

減免の申請書は、平成18年5月24日(水)までに提出してく

お知らせ

児童手当が小学6年生まで支給されます 所得制限も引き上げられます

児童手当法が改正され、平成18年4月から児童手当の支給対象が小学校第3学年修了前から小学校修了前のお子さんまでに拡大され、併せて所得制限が引き上げになりました。今回の制度改正に該当する方は次のような手続きをしてください。

請求は平成18年9月29日(金)までに！

【対象児童の年齢により 手続きが異なります】

4年生のお子さんを養育している人

平成18年3月31日まで児童手当を受給していた小学校4年生のお子さんの保護者の方は、継続受給となりますので特段の手続きは必要ありません。(ただし6月中に現況届を忘れず提出してください。該当の方には6月頃に通知します。)

また、継続受給に該当しない保護者で受給資格があると思われる方は認定請求をしてください。

5・6年生のお子さんを養育している人

現在児童手当を受給していない保護者の方は、受付期限内に認定請求をしてください。

また、小学校3年生までのお子さんについて既に児童手当を受給中の人は、額改定請求書を提出してください。

**農業所得計算の
ビフォー・アフター**

今までは(～H17)
農業所得標準で申告できた。
(でも、法律改正により廃止)

これからは(H18～)
収支計算を行い、申告する。
平成19年2～3月申告から

農業所得の計算の変更

平成18年分の所得税および市県民税申告(平成19年2～3月に申告するもの)から、今までの「農業所得標準」が廃止され、農業所得の申告は「収支計算」により行うことになりました。

収支計算を行うには農業者の方
が実際の収入、支出の把握をしなければなりません。

提出先およびお問い合わせは、
市税務課市民係(☎6524352)、
びわ支所市民生活課(☎5253)へ

**「収支計算の強い味方
農業所得収支計算ソフト」
をご利用ください**

市では初めて収支計算を行う農家の方のために、「農業所得収支計算ソフト」をホームページに掲載しました。このソフトに農業関連の収入と経費の金額を入力していただくと、簡単に収支内訳書を作成することができます。ぜひ、ダウンロードしてご利用ください。

申告の際には、このソフトで作成された収支内訳書(表)を確定申告書の収支内訳書(OCR用)に転記することになりますが、裏面と減価償却計算表は、そのまま提出できます。

農業収支計算ソフト
黄緑の中が入力できます。

年度	年度
氏名	
フリガナ	
住所	
業種名	
農園名	
電話	
税理士	
所在地	
電話	
提出日	
期間	自 年 月 日 - 至 年 月 日

日付は「1/1」のように入力してください。

計算シート

- 収支内訳表(表)
- 収支内訳表(裏)
- 減価償却費計算
- 耐用年数表
- 経費科目
- 操作説明へ
- 印刷方法
- 終了方法

【所得額により 支給対象になります】

所得制限によりこれまで受給しておられない方

所得制限の引き上げにより新たに支給対象になると思われる方は、認定請求をしてください。

扶養親族等の数	児童手当	特例給付
0人	460万円	532万円
1人	498万円	570万円
2人	536万円	608万円
3人	574万円	646万円

「特例給付」欄は厚生年金・共済の加入者が適用されます。
4、5月分の手当については平成16年中の所得で審査
6月分以降の手当については平成17年中の所得で審査

請求について

受付先
子育て支援課子育て支援係
浅井支所保健福祉課
びわ支所保健福祉課
(公務員の方は勤務先へ)
受付期限
平成18年9月29日(金)

今回の制度改正の対象児童分に限り期限内に請求されますと、平成18年4月分までさかのぼって受給できます。受付期限以降に請求された場合、請求月の翌月分からの支給となります。

支給対象者
小学校修了前の児童(H6.4.2以降に生まれた児童)を養育する保護者
支給額は変わりありません。
第1・2子 月額5千円
第3子以降 月額1万円

お問い合わせは、子育て支援課子育て支援係(☎6514)、
浅井支所保健福祉課(☎4354)、
びわ支所保健福祉課(☎5254)